



2023年2月22日

各位

会社名 株式会社 ビ ジ ョ ン
 代表者名 代表取締役社長兼 CEO 佐野 健一
 (コード番号：9416 東証プライム)
 問合せ先 取締役常務執行役員 CFO 兼管理本部長 中本 新一
 (TEL. 03-5287-3110)

定款の一部変更、取締役および監査役の報酬限度額の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更、取締役および監査役の報酬限度額の改定の議案を2023年3月30日開催予定の第22回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 定款の一部変更の件

(1) 変更の理由

- ① 2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会）の開催が可能となりました。

当社は、感染症や自然災害等の大規模災害時のリスクを低減するため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第13条第2項を新設するものであります。

- ② 株主総会および取締役会の運営に柔軟性を確保するため、定款第15条および第23条に定める招集権者および議長について変更するものであります。

(2) 変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(招集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p> <p><u>2 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役会の決議によって、代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>当該取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがあ</p>	<p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会</u>であらかじめ定めた</p>

<p>る場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し議長となる。</p> <p>2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>取締役がこれを招集し議長となる。</p> <p>2 当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
---	---

2. 取締役および監査役の報酬額の改定の件

当社の取締役及び監査役の報酬限度額は、2004年9月15日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額2億円以内、監査役の報酬限度額を年額2千万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化、取締役及び監査役の責務や期待される役割が増大することなど諸般の事情を考慮し、取締役及び監査役の報酬限度額を改定させていただきたいと存じます。

報酬限度額につきましては、取締役の報酬限度額を年額3億円以内（そのうち社外取締役分1億円以内）、監査役の報酬限度額を年額4千万円以内に、それぞれ改定させていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模や今後の動向等を総合的に勘案し、取締役会において決定されたものであり、相当であると判断しております。

また、取締役の報酬限度額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとしたしたいと存じます。

以上